

地域未来交付金（デジタル実装型）交付要綱

令和 8 年 3 月 2 日
府地創第 51 号

（通則）

第 1 条 地域未来交付金制度要綱（令和 8 年 2 月 4 日付け府地創第 30 号及び府地事第 54 号内閣府事務次官通知、7 農振第 2446 号農林水産事務次官通知、20260127 財経第 2 号経済産業事務次官通知、国総政第 54 号国土交通事務次官通知、環政総発第 2602032 号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第 3 1 2）に定める地域未来交付金（デジタル実装型）（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令、制度要綱及び内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続等について」（平成 20 年府会第 393 号。以下「内閣府通知」という。）のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（交付の対象及び補助率）

第 2 条 地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 4 条第 1 項の規定による港務局を含む。以下同じ。）が作成する実施計画に掲げる交付対象事業（制度要綱第 6 2 に規定するものに限る。）を交付の対象とする。

2 交付対象事業の補助率は、10 分の 10 以内とする。

（交付申請）

第 3 条 適正化法第 5 条及び適正化法施行令第 3 条の規定による交付金の交付申請については、交付金の交付を受けようとする地方公共団体（以下「交付申請者」という。）は、内閣総理大臣（以下「大臣」という。）が別に定める日までに、大臣に対し、別記様式第 1 による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。

2 前項の交付金の交付申請をするに当たって、当該交付金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限

りでない。

- 3 前2項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、都道府県知事を経由するものとする。

(交付決定)

第4条 大臣は、前条第1項の規定により交付申請があった場合において、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条の規定に基づき、交付申請者に交付金の交付決定を行うものとする。

- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、都道府県知事は、交付申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行った上で、審査等の結果を大臣に報告するものとする。

(交付決定の通知)

第5条 大臣は、前条第1項の規定により交付金の交付決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第2による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、都道府県知事が通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、交付決定を受けた地方公共団体（以下「交付金事業者」という。）は、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に別記様式第3による申請取下書を提出するものとする。

- 2 前項の場合において、交付金事業者が市町村であるときは、第3条第3項の規定を準用する。

(申請の変更)

第7条 交付金事業者は、交付金の交付決定の通知を受けた後の事情の変更により、この交付金申請書の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第4により変更交付申請書を提出するものとする。ただし、交付対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であると認める場合はこの限りでない。

- 2 前項の場合において、交付金事業者が市町村であるときは、第3条第3項の規定を準用する。

(交付の変更決定)

第8条 大臣は、前条第1項の規定により交付申請の変更があった場合において、そ

の内容を審査し、交付金を変更交付すべきものと認めるときは、交付金事業者に交付金の変更交付決定を行うものとする。

- 2 前項の場合において、交付金事業者が市町村であるときは、都道府県知事は、交付の変更申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行った上で、審査等の結果を大臣に報告するものとする。

(交付の変更決定の通知)

第9条 大臣は、前条第1項の規定による交付金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第5による変更交付決定通知書により交付金事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の場合において、交付金事業者が市町村であるときは、都道府県知事が通知するものとする。

(変更申請の取下げ)

第10条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた交付金事業者は、交付金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣へ別記様式第6による変更申請取下書を提出するものとする。

- 2 前項の場合において、交付金事業者が市町村であるときは、第3条第3項の規定を準用する。

(遂行状況報告)

第11条 交付金事業者は、適正化法第12条の規定による遂行状況の報告について、大臣から要求があった場合は、速やかに別記様式第7による遂行状況報告書を提出するものとする。

- 2 前項の場合において、交付金事業者が市町村であるときは、都道府県知事に提出するものとする。

(交付対象事業の遂行等の命令)

第12条 大臣は、交付対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、交付金事業者へその遂行等を命ずることができる。

- 2 大臣は、交付金事業者が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

- 3 前2項の場合において、交付金事業者が市町村であるときは、都道府県知事は交付対象事業の遂行等及び一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 13 条 交付金事業者は、適正化法第 14 条の規定による実績報告については、交付対象事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、大臣に別記様式第 8 による実績報告書を提出して行うものとする。

2 交付金事業者は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、交付金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに年度終了の実績報告として別記様式第 8 による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 第 3 条第 2 項ただし書に該当する交付金事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該交付対象事業の交付対象経費から減額して提出しなければならない。

4 第 3 条第 2 項ただし書に該当する交付金事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した交付金事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、これを返還しなければならない。

5 前 4 項の場合において、交付金事業者が市町村であるときは、都道府県知事に提出するものとする。

（交付金の額の確定等）

第 14 条 大臣は、適正化法第 15 条の規定に基づき、交付対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金事業者に別記様式第 10 による交付額確定通知書を通知するものとする。

2 前項の場合において、交付金事業者が市町村であるときは、都道府県知事は交付すべき交付金の額を確定し、別記様式第 10 による交付額確定通知書を通知するとともに、大臣に別記様式第 11 による交付額確定報告書を提出するものとする。

（交付金の支払）

第 15 条 大臣は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に、交付金事業者に対して交付金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができるものとする。

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、別記様式第 12 による精算払請求書を、前項ただし書の規定により交付金の支払を受けようとするときは別記様式第 13 による概算払請求書を官署支出官 内閣府大臣官房会計課長に提出しなければならない。

3 前項の場合において、交付金事業者が市町村であるときは、都道府県官署支出官

に提出するものとする。

(是正のための措置)

第 16 条 大臣は、報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第 16 条第 1 項の規定に基づき、当該交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該交付金事業者に対して命ずることができる。

2 前項の場合において、交付金事業者が市町村であるときは、都道府県知事は適合させるための措置をとるべきことを当該交付金事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第 17 条 大臣は、次に掲げる場合には、適正化法第 10 条第 1 項、第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 交付金事業者が、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 交付金事業者が、交付対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合

三 交付金事業者が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合

四 適正化法第 2 条第 5 項（同条第 4 項第 2 号に係る事務又は事業を除く。）に定める事業（以下「間接交付金事業」という。）を行う者（以下「間接交付金事業者」という。）が、間接交付金事業の実施に関し適正化法、又は適正化法施行令に違反した場合

五 間接交付金事業者が、適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に定める交付金（以下「間接交付金」という。）を間接交付金事業以外の用途に使用した場合

六 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付決定事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、適正化法第 18 条第 1 項の規定に基づき、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合（第 1 項第 4 号から第 6 号の場合を除く。）には、適正化法第 19 条第 1 項の規定に基づき、その命令に係る交付金を交付金事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 大臣は、補助金等の返還を命じ、これを交付金事業者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第 19 条第 2 項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延

滞金の納付を命ずるものとする。

- 5 大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第19条第3項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、交付対象事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(交付金の返還命令)

- 第18条 大臣は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、当該交付金事業者にその額の返還を命じなければならない。
- 2 前項の場合において、交付金事業者が市町村であるときは、都道府県知事が返還を命じることとする。

(交付金の返還の期限)

- 第19条 適正化法第18条第1項及び第2項の規定による交付金の返還の期限については、返還の命令がなされた日から20日以内とする。

(交付金の経理)

- 第20条 交付金事業者は、交付対象事業の経理について特別の帳簿を備えるとともに、その内容を証する関係書類を整理し、他の経理と区分して、その収支を明らかにしておかなければならない。当該特別の帳簿とその内容を証する関係書類は交付対象事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(交付対象事業の検査等)

- 第21条 大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、交付金事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の職員は、別記様式第14による立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
 - 3 第1項の場合において、交付金事業者が市町村であるときは、都道府県知事が交付対象事業の検査等を行うものとする。

(間接交付金交付の際付す条件)

- 第22条 交付金事業者は、間接交付金事業者に間接交付金を交付するときは、第6条から前条までに準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。
- 一 適正化法、適正化法施行令、内閣府通知(2 納付金の取扱いに係る箇所)、本

要綱に従うべきこと。

- 二 間接交付金事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ交付金事業者の承認を受けなければならないこと（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「減価償却資産省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。）。
 - 三 交付金事業者が、間接交付金事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を交付金事業者に納付させることがあること。
 - 四 間接交付金事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- 2 交付金事業者は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。
 - 3 交付金事業者は、第 13 条第 4 項に準じて付した条件及び第 1 項第 3 号で付す条件により間接交付金事業者から交付金事業者に財産処分による納付があったときは、当該交付金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

（交付の条件）

- 第 23 条 交付金事業者は、交付対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない（減価償却資産省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。）。
- 2 交付金事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
 - 3 交付金事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（その他必要な事項）

- 第 24 条 交付金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 8 年 3 月 2 日付け府地創第 51 号）

この要綱は、令和 8 年 3 月 2 日から施行する。